

岡山県緊急事態措置（案）

1 区 域 岡山県全域

2 期 間 令和2年5月7日から令和2年5月31日

3 実施内容

岡山県は、引き続き新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象となっているが、特定警戒都道府県とはなっていないことや県内の感染状況を踏まえ、同法第24条（都道府県対策本部長の権限）及び第45条（感染を防止するための協力要請）の規定に基づき、新型コロナウイルスのまん延防止と社会経済活動の維持の両立に配慮した取組に段階的に移行するため、以下の対応を実施する。なお、今後の流行状況や医療体制の状況等を踏まえ、必要な場合には、期間内であっても内容の見直しを行う。

（1）外出に際しての協力要請（法第24条第9項）

- ・ 県民に対し、不要不急の帰省や旅行など、県境を越えた移動は、仕事であっても極力控えることを要請する。
- ・ 密閉・密集・密接のいずれかに該当する場を避けるとともに、「3つの密」が重なる場所には、絶対に行かないことを要請する。
- ・ 特に、クラスターが多数発生しているような場所への出入りは、行わないことを要請する。
- ・ 国の専門家会議で示された新しい生活様式（生活スタイル）等の実践を要請する。

（2）イベントの開催自粛要請（法第24条第9項）

密閉・密集・密接のいずれかに該当するイベントについて、主催者に対し、開催の自粛を要請する。

ただし、少人数で行うものについては、感染防止策を講じた上で開催可能とする。

（3）適切な感染防止策の協力要請（法第24条第9項）

- ・ 事業を継続している施設及び再開する施設に対し、適切な感染防止策の協力を要請する。
- ・ 他県でクラスターの発生報告があり、重症化リスクの高い高齢者が利用する福祉施設に対し、適切な感染防止策の徹底を要請する。
- ・ 屋内運動施設、遊興施設及び遊技場については、適切な感染防止策が講じられない場合には、法に基づかない営業自粛の要請とする。

(別紙)

他県でクラスターの発生報告がある場所（医療福祉関係を除く）

- ・繁華街の接待を伴う飲食店
- ・スポーツジム、フィットネスジムなど屋内運動施設
- ・ライブバー、ライブハウス
- ・カラオケ・合唱関係の場
- ・展示会
- ・通夜・葬儀の場

等

県が要請する対策の具体的な内容

○ 3 (3) すべての施設に求める感染防止策

(基本的な対策)

- ・入場者の整理（入場前の間隔（概ね1メートル以上）確保）
- ・入場者へのマスク着用の周知及び従業員のマスク着用
- ・有症状者の入場禁止
- ・手指消毒設備の設置
- ・施設の消毒（共用部分（エレベータのボタン、手すりなど）の定期的（概ね1時間ごと）な消毒）
- ・施設内の換気（概ね30分ごと窓の開閉など）

(「3つの密」を回避するため特に必要な対策)

- ・利用者の間隔（概ね1メートル以上）確保
- ・混雑時の入場制限
- ・施設内で大きな声を出すことの禁止
- ・施設内で激しい運動の禁止
- ・飲食を主目的としない施設内での利用者の飲食禁止
- ・飲食を主目的とする施設での家族以外の多人数での会食禁止

○ 3 (3) 高齢者福祉施設に求める感染防止策

- ・利用者の健康管理（有症状者の利用の制限など）
- ・従事者の健康管理（有症状者の自宅待機など）
- ・飲食時や休憩室などでの他の従事者との一定間隔の確保
- ・複数の従事者が共有するものの定期的な消毒
- ・緊急の場合を除く面会の禁止
- ・ケアやリハビリテーション等における「3つの密」を避ける取組
- ・不要不急の外出や県境を越えた移動を控えるよう従事者に周知徹底
- ・県外からの訪問者との接触を避けるよう、利用者や従事者に周知徹底
- ・通所又は短期入所サービスについては、家庭等での対応や代替サービスが可能な範囲で、利用回数の縮小などの検討を利用者や家族に確認

○ 3 (3) 遊技場のうちパチンコ店に求める対策

県外の居住者を入店させないこと

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた

県主催イベントの開催に係る考え方【改訂案】

1 自粛するもの

(1) 下記のア及びイに該当するもの

(密閉、密集、密接の「3つの密」が全て該当するもの)

ア) 多数の人と1メートル以内の距離で会話するなど密に接するもの

イ) 多数の人が密集して、天井の低い会議室等閉鎖空間（換気が不十分な密閉空間）
で長時間過ごすもの

交流イベント、スポーツイベント、展示会、講演、研修、不特定多数の者が参集
する会合など（概ね50人規模以上）

(2) 全国規模のもの又は特定警戒都道府県などからの参加が見込まれるもの

(3) 高齢者や基礎疾患を持った者が集まるもの

(4) 特定警戒都道府県や感染拡大警戒地域などにおいて実施するもの

2 原則として自粛を検討するもの

- ・ 密閉、密集、密接の「3つの密」の1つもしくは2つが該当するもの
- ・ 医療・福祉関係者等が集まるもの（患者や施設利用者等への二次感染のリスクに配慮）

3 開催する場合に留意すること

- ・ 風邪のような症状のある方の参加自粛の要請を徹底すること
- ・ 室内換気を十分に行うこと
- ・ アルコール手指消毒薬を設置すること
- ・ 参加者に咳エチケットの徹底を要請すること
- ・ 空間的・時間的に間隔をあけるなど人が密集しないようにすること

※ この方針については、7月末までのイベント等を想定しており、今後の感染の広がりや
重症度を見ながら適宜見直すこととする。

※ ~~緊急事態措置の期間中は、上記によらず、全てのイベント等について、自粛する。~~

※ 下線部は、3月24日からの変更点。

まん延防止の取組の段階的な変更のイメージ (今後、患者の急激な増加がなかった場合)

5月7日～

- ・GW終了
- ・基本的対処方針の改訂

5月11日～

- ・他県の対応状況を踏まえた対応

5月18日～

- ・14日間患者発生なし
- ・宿泊施設が稼働

5月25日～

- ・GW後の反動なし
- ・受入病床の確保が進むなど

5月31日～

- ・非常事態宣言の解除？
- ・対策本部は継続
- ・感染拡大時は対策を強化

外出自粛

外出の際、マスク着用や人との距離を保つなど、新しい生活様式の取組を要請

県有施設

適切な感染防止策を行った上で、順次、開館。

観光客が多い施設を含め再開

県立学校

臨時休業

流行状況等を踏まえ、再開を検討

感染防止策を行った上で再開

イベント・集会

全国的・大規模なものは自粛。小規模(50人以下)のものについては、感染防止策を講じた上で開催可能。

小売店等

適切な感染防止策を行った上で、徐々に再開(事業者の判断)

飲食店等

適切な感染防止策を行った上で、徐々に再開(事業者の判断)、ただし、家族以外の多人数のグループでの会食は自粛を要請

高齢者福祉施設

クラスターの発生を防止する特段の感染対策を、法に基づき要請

屋内運動施設

適切な感染防止策を法に基づく要請、対策が講じられない場合は、法に基づかない営業自粛を要請

遊興施設

遊技場

パチンコ店

適切な感染防止策及び県外客を入店させないことを要請、対策が講じられない場合は、法に基づかない営業自粛を要請

企業活動

在宅勤務(テレワーク)、時差出勤などの取組を引き続き行うよう依頼

(新しい生活様式での活動となる)
基礎的な感染防止策の実施、二密回避の徹底などを継続